

# 令和6年度PRTRデータの概要について ～化学物質の排出量・移動量の集計結果～ (岩手県)

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法、いわゆるPRTR法)に基づき、化学物質がどのような発生源からどの程度環境中に排出されたか、また、廃棄物等に含まれて事業所外に運び出されたかを把握・集計し、公表する仕組み(いわゆるPRTR制度)が平成13年4月から運用されています。

令和3年度にはPRTR法施行令の一部改正により、届出対象物質の見直しが行われ、対象物質数は462物質から515物質へと拡大されました。

PRTR制度における届出対象となる515種類の化学物質について、事業者が環境への排出量や廃棄物等に含まれての移動量を把握して届出を行い、国がその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果を取りまとめ、公表しています。

今回の集計結果は、令和6年度に事業者が把握した排出量・移動量についての届出を基に、国が集計したデータを用いて本県において独自に集計したものです。

今回届出のあった事業所は、岩手県で485事業所(令和5年度490事業所)であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約1,058トン(令和5年度:約1,076トン)、移動量の合計約1,848トン(令和5年度:約1,922トン)でした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量(対象業種からの届出対象外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量)については、岩手県の合計で約2,472トン(令和5年度:約2,922トン)でした。

PRTR制度について詳しくは、環境省のホームページを御確認ください。

:(環境省PRTRインフォメーション広場) <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

岩手県のデータにつきましては、以下のホームページでも公開しております。

:(岩手県トップページ>暮らし・環境>環境>環境保全>化学物質(PRTR、ダイオキシン、フロン、ゴルフ場農薬)>PRTR)

# 1 排出量・移動量の届出状況（別紙2, 3）

令和7年度（届出期間：令和7年4月1日から令和7年6月30日まで）には、令和6年度に事業者が把握した排出量・移動量について、岩手県には485事業所から届出がありました。

業種別及び市町村別の届出状況は、以下のとおりです。

## 業種別の届出状況

（単位：事業所）

業種	届出数	業種	届出数
金属鉱業	1	電気機械器具製造業	18
製造業	143	輸送用機械器具製造業	19
食料品製造業	4	精密機械器具製造業	6
飲料・たばこ・飼料製造業	1	その他の製造業	2
繊維工業	1	電気業	1
木材・木製品製造業	5	下水道業	44
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	鉄道業	2
化学工業	14	倉庫業	2
石油製品・石炭製品製造業	14	石油卸売業	16
プラスチック製品製造業	9	燃料小売業	230
ゴム製品製造業	2	洗濯業	2
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	計量証明業	1
窯業・土石製品製造業	6	一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)	30
鉄鋼業	4	産業廃棄物処分量(特別管理産業廃棄物処分量を含む。)	7
非鉄金属製造業	2	高等教育機関	2
金属製品製造業	22	自然科学研究所	4
一般機械器具製造業	9		
		合計	485

## 市町村別の届出件数

（単位：事業所）

市町村	届出数	市町村	届出数	市町村	届出数
盛岡市	76	八幡平市	13	住田町	3
宮古市	17	奥州市	52	大槌町	5
大船渡市	11	滝沢市	18	山田町	4
花巻市	43	雫石町	6	岩泉町	2
北上市	67	葛巻町	2	田野畑村	1
久慈市	10	岩手町	3	普代村	0
遠野市	10	紫波町	9	軽米町	2
一関市	62	矢巾町	16	野田村	1
陸前高田市	3	西和賀町	8	九戸村	2
釜石市	15	金ヶ崎町	9	洋野町	2
二戸市	6	平泉町	3	一戸町	4
合計				485	

※注 届出の対象となる事業者は、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の化学物質（515物質）を取り扱っている事業者のうち、従業員数が21人以上の製造業など政令で定める24の業種で年間取扱量1トン以上の事業所等一定の要件に該当する事業者です。

## 2 集計結果の概要\*

### (1) 届出排出量・移動量

#### ア 全国データと岩手県データの比較（別紙1）

全国の事業所から届出のあった総排出量・移動量は約 408 千トンであり、内訳は総排出量約 137 千トン、総移動量約 271 千トンとなっています（以下「約」は省略）。

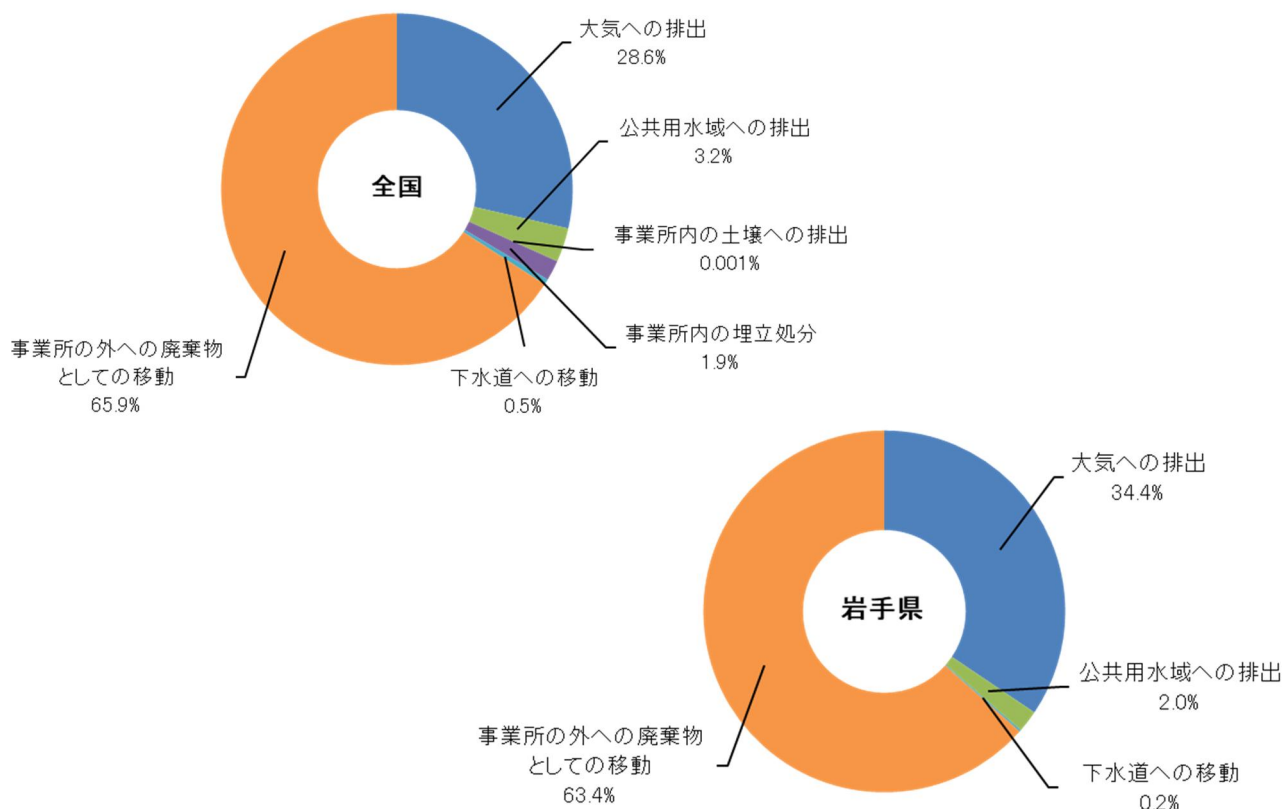
うち、岩手県内の事業所から届出のあった総排出量・移動量は 2,906 トンで、全国の排出量・移動量の総量の 0.7%にあたります。また、内訳は総排出量が 1,058 トン、総移動量が 1,848 トンでした。

#### 届出排出量・移動量

（単位：トン／年）

排出・移動先	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
大気への排出	116,667	28.6	1,000	34.4
公共用水域への排出	12,883	3.2	57	2.0
事業所内の土壌への排出	3	0.0	0	0.0
事業所内の埋立処分	7,583	1.9	0	0.0
排出量合計	137,135	33.6	1,058	36.4
下水道への移動	2,130	0.5	5	0.2
事業所の外への廃棄物としての移動	268,972	65.9	1,843	63.4
移動量合計	271,101	66.4	1,848	63.6
排出量・移動量合計	408,237	100	2,906	100

#### 総排出量・移動量の構成（全国・岩手県）



※ 数値は四捨五入してまとめているため、本文中の数値とグラフの数値等が異なる場合があります。詳細な数値は、別紙を御参照ください(以下同じ)。

## イ 物質別排出量・移動量（別紙1）

届出排出量・移動量の多い上位 10 物質の合計は 2,195 トンで、総届出排出量・移動量 2,906 トンの 76%にあたります。また、上位 3 物質の合計は 943 トンで、総届出排出量・移動量の 32%にあたります。

上位 5 物質は、

現像液、洗浄剤などに用いられる

① テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド [334 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② トルエン [313 トン]

金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

③ 塩化メチレン\* [296 トン]

ノズル、配管等に用いられる

④ 炭化けい素 [251 トン]

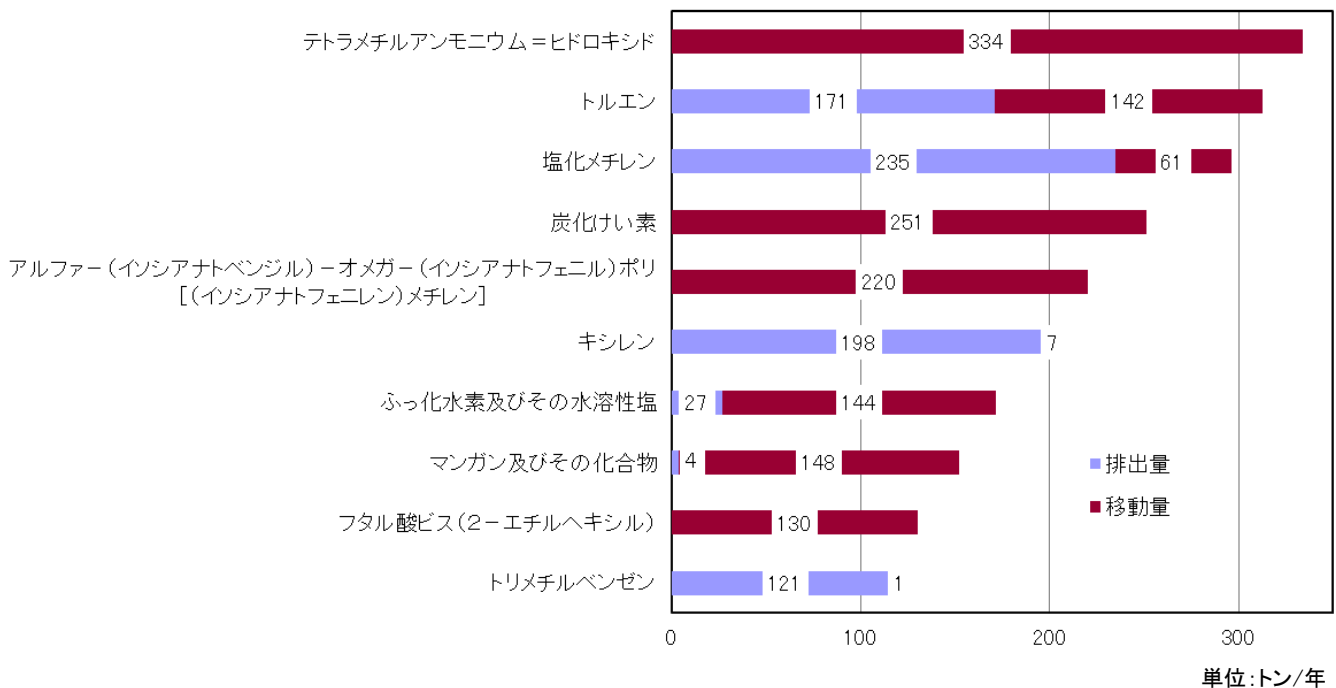
塗料や接着剤として用いられる

⑤ アルファー（イソシアナトベンジル）-オメガー（イソシアナトフェニル）ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン] [220 トン]

の順となっています。

※ 塩化メチレンとはジクロロメタンの別名で、産業界でよく使われている言葉です（以下省略）。

### 届出排出量・移動量合計上位 10 物質とその量



## ウ 物質別排出量（別紙1）

届出排出量の多い上位 10 物質の合計は 999 トンで、総届出排出量 1,058 トンの 94%にあたります。

上位 5 物質は、  
金属洗浄、合成用溶媒などに用いられる

① 塩化メチレン [235 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② キシレン [198 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

③ トルエン [171 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

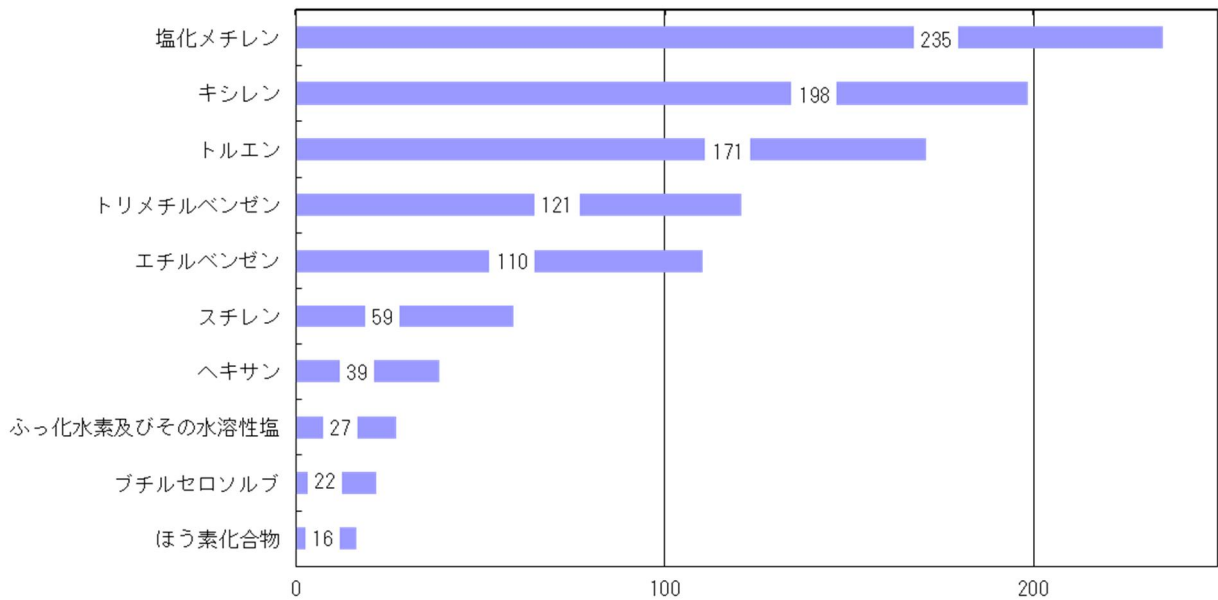
④ トリメチルベンゼン [121 トン]

合成樹脂原料、溶剤などに用いられる

⑤ エチルベンゼン [110 トン]

の順となっています。

届出排出量上位 10 物質とその量



単位:トン/年

## エ 業種別排出量・移動量（別紙2）

岩手県では、届出対象 46 業種（製造業 23 業種、非製造業 23 業種）中、32 業種（製造業 13 業種、非製造業 19 業種）から届出がありました。

製造業からの排出量・移動量の合計は 2,785 トンで、全業種からの総排出量・移動量 2,906 トンの 96%にあたります。

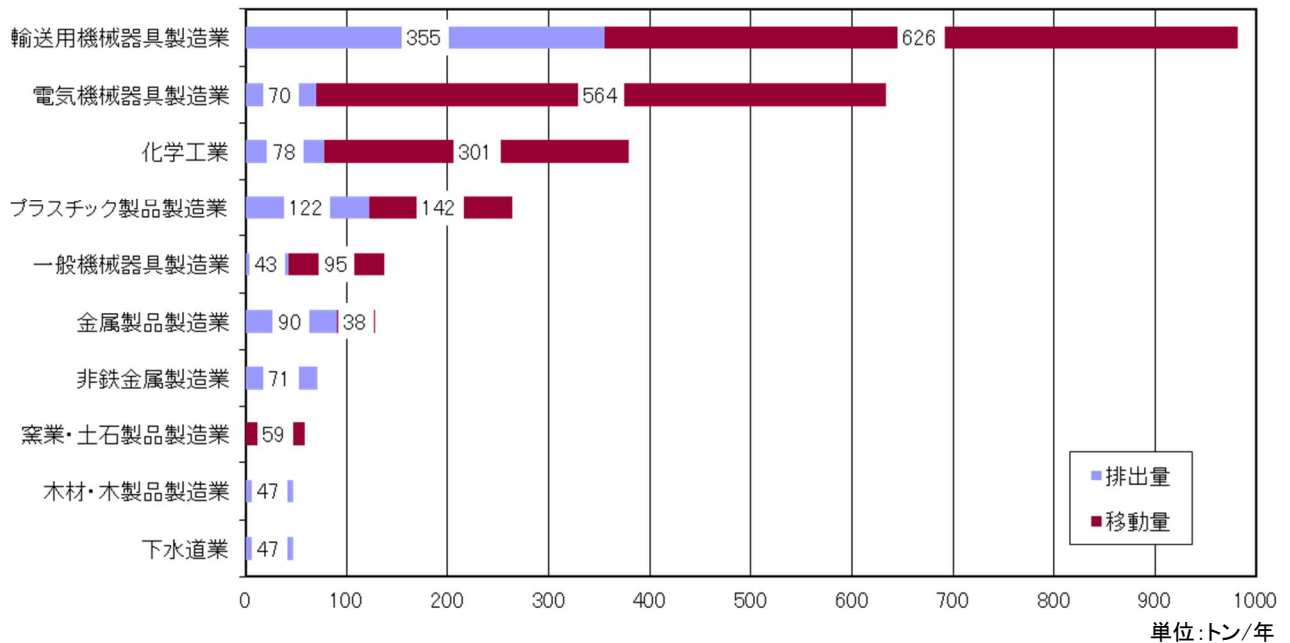
また、排出量・移動量の多い上位 10 業種の合計は 2,749 トンで全業種からの排出量・移動量の合計の 95%にあたります。

上位 10 業種は

①	輸送用機械器具製造業	[982 トン]
②	電気機械器具製造業	[634 トン]
③	化学工業	[380 トン]
④	プラスチック製品製造業	[263 トン]
⑤	一般機械器具製造業	[138 トン]
⑥	金属製品製造業	[128 トン]
⑦	非鉄金属製造業	[71 トン]
⑧	窯業・土石製品製造業	[59 トン]
⑨	木材・木製品製造業	[47 トン]
⑩	下水道業	[47 トン]

の順になっています。

届出排出量・移動量上位 10 業種とその量



## オ 業種別排出量（別紙2）

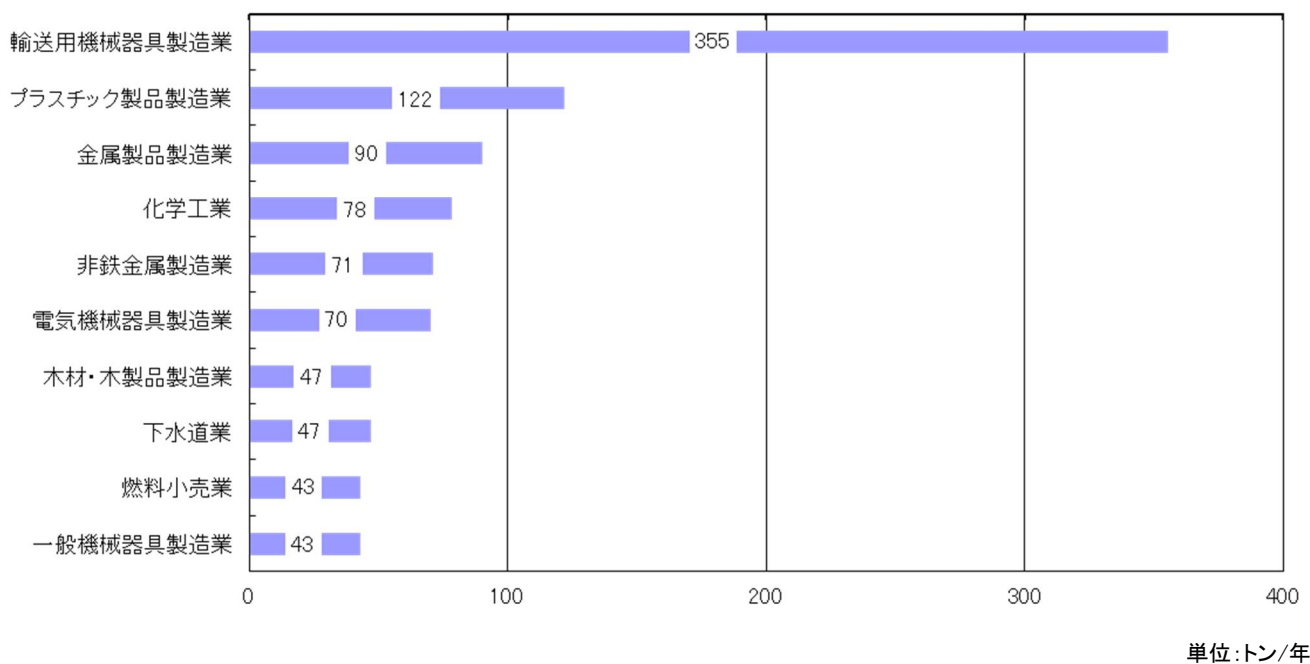
排出量の多い上位 10 業種の合計は 967 トンで、全業種からの排出量の合計 1,058 トンの 91%にあたります。

上位 10 業種は

①	輸送用機械器具製造業	[355 トン]
②	プラスチック製品製造業	[122 トン]
③	金属製品製造業	[90 トン]
④	化学工業	[78 トン]
⑤	非鉄金属製造業	[71 トン]
⑥	電気機械器具製造業	[70 トン]
⑦	木材・木製品製造業	[47 トン]
⑧	下水道業	[47 トン]
⑨	燃料小売業	[43 トン]
⑩	一般機械器具製造業	[43 トン]

の順になっています。

### 届出排出量上位 10 業種とその量

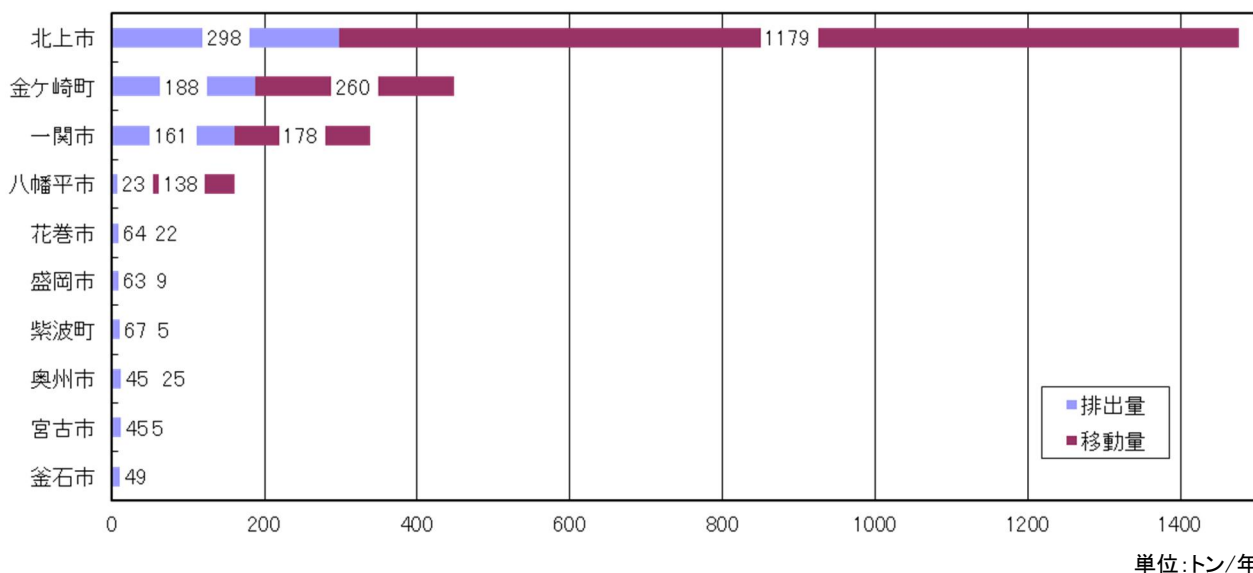


## カ 市町村別排出量・移動量（別紙3, 6）

届出排出量・移動量の上位10市町村は、次のとおりとなっています。

- ① 北上市 [1477 トン]
- ② 金ヶ崎町 [448 トン]
- ③ 一関市 [338 トン]
- ④ 八幡平市 [161 トン]
- ⑤ 花巻市 [85 トン]
- ⑥ 盛岡市 [72 トン]
- ⑦ 紫波町 [71 トン]
- ⑧ 奥州市 [70 トン]
- ⑨ 宮古市 [49 トン]
- ⑩ 釜石市 [49 トン]

届出排出量・移動量上位10市町村とその量



## (2) 届出外排出量の推計値

### ア 全国データと岩手県データの比較（別紙4）

経済産業省及び環境省が推計を行った令和6年度の全国の届出外排出量の推計値の合計は、193千トンであり、うち岩手県分は2,472トンで、全国のデータの1.3%にあたります。その内訳は、以下のとおりです。

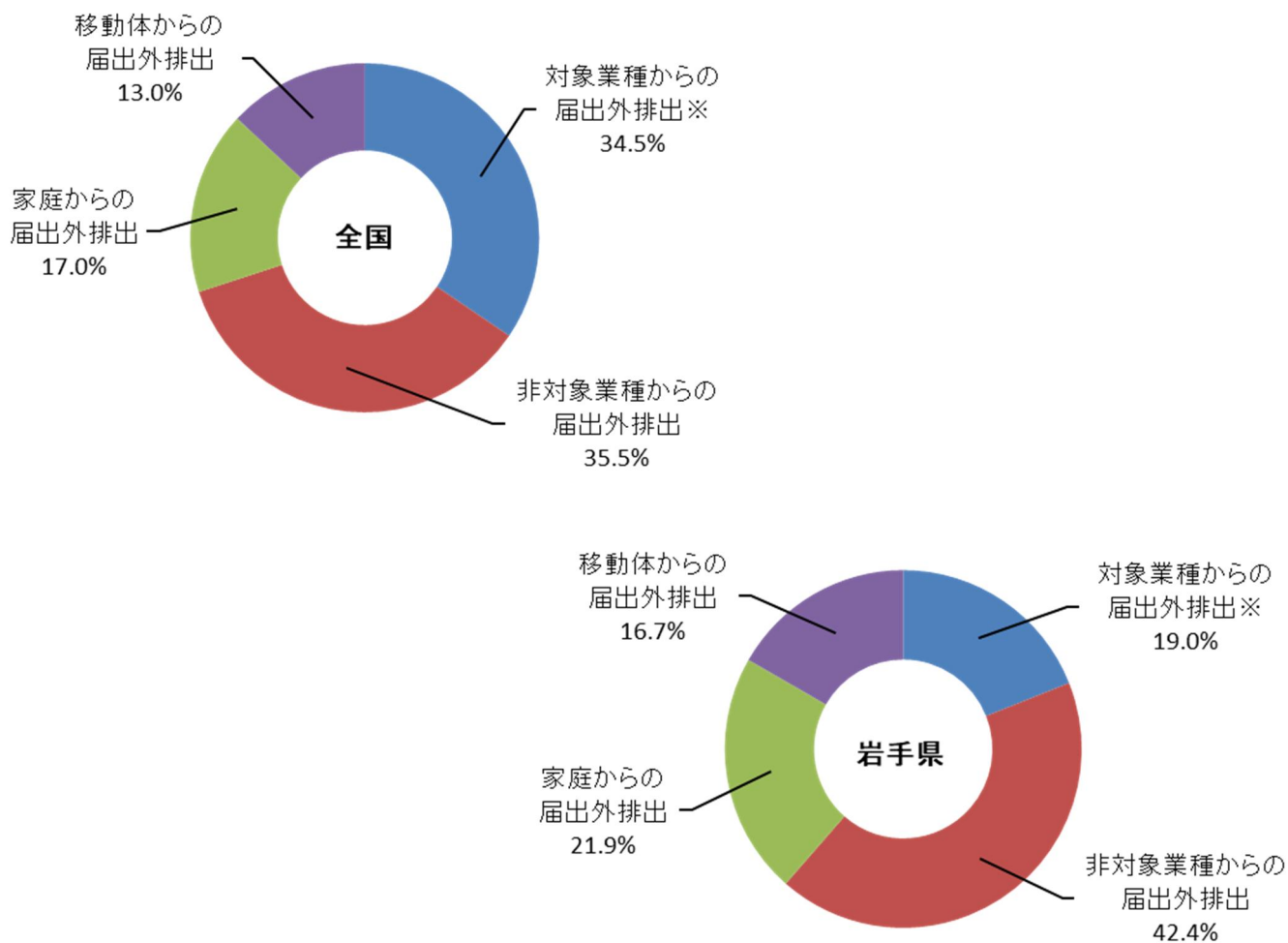
#### 届出外排出量

（単位：トン／年）

排出源	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
対象業種からの届出外排出※	66,588	34.5	470	19.0
非対象業種からの届出外排出	68,555	35.5	1,049	42.4
家庭からの届出外排出	32,807	17.0	541	21.9
移動体からの届出外排出	25,184	13.0	413	16.7
合計	193,133	100	2,472	100

※ 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出であるが、従業員数、取扱量等の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

#### 届出外排出量の構成（全国・岩手県）



## イ 物質別排出量（別紙4）

届出対象外排出量の多い上位 10 物質の合計は 1,589 トンで、総届出外排出量 2,472 トンの 64%にあたります。

上位 5 物質は、

塗料等溶剤として幅広く用いられる

① キシレン [485 トン]

洗浄剤などに用いられる

② ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [290 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

③ トルエン [266 トン]

合成樹脂原料、溶剤などに用いられる

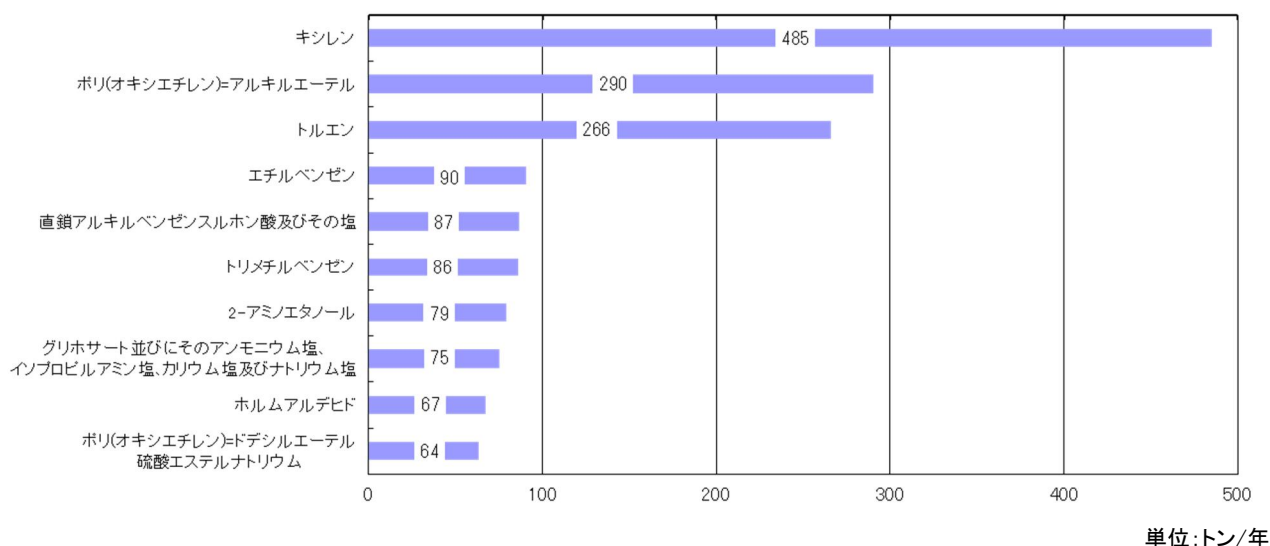
④ エチルベンゼン [90 トン]

洗浄剤などに用いられる

⑤ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [87 トン]

の順となっています。

届出外排出量上位 10 物質とその量



## ウ 移動体からの排出量推計値（全国データと岩手県データの比較）（別紙5）

届出外排出量のうち全国の移動体からの排出量推計値の合計は 25 千トンであり、うち岩手県分は 413 トンで、全国のデータの 1.6%にあたります。

その内訳は、以下のとおりです。

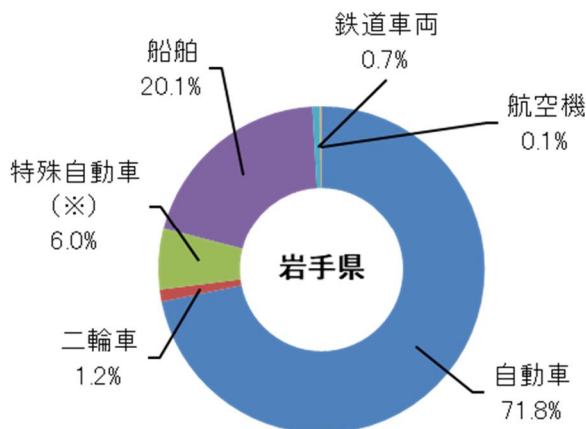
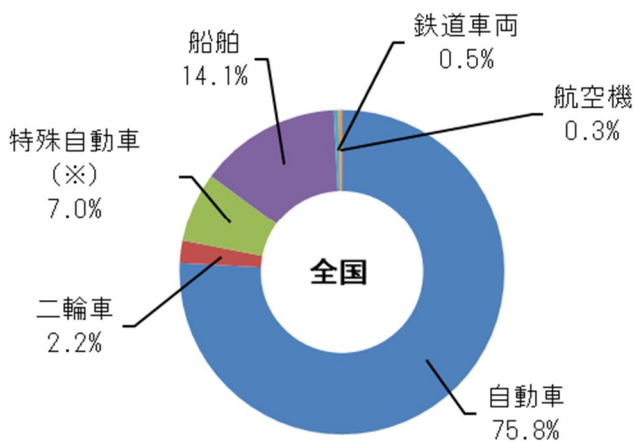
### 移動体からの排出量

（単位：トン／年）

排出源	全国	構成比 (%)	岩手県	構成比 (%)
自動車	19,097	75.8	296	71.8
二輪車	564	2.2	4.9	1.2
特殊自動車 (※)	1,766	7.0	24.9	6.0
船舶	3,553	14.1	82.9	20.1
鉄道車両	118	0.5	3.1	0.7
航空機	84	0.3	0.57	0.1
合計	25,184	100.0	413	100

※産業機械、建設機械、農業機械

### 移動体からの排出量の構成（全国・岩手県）



### (3) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の多い物質（別紙4）

届出排出量と届出外排出量の推計値を合算した岩手県の排出量の総量は3,530トンで、全国の排出量の総量330千トンの1.1%にあたります。

岩手県で排出量の多い上位5物質は、

塗料等溶剤として幅広く用いられる

① キシレン [684トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② トルエン [437トン]

洗浄剤として用いられる

③ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [290トン]

金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

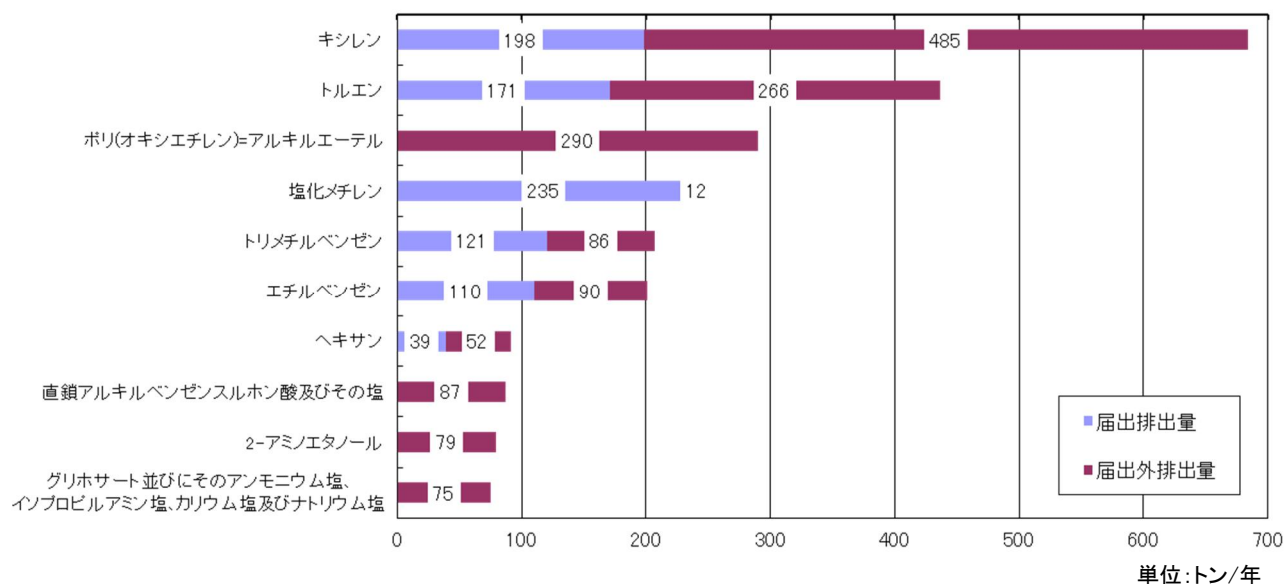
④ 塩化メチレン [247トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

⑤ トリメチルベンゼン [207トン]

の順となっています。

届出排出量・届出外排出量上位10物質とその量



#### (4) 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果（別紙1）

人に対して発がん性のある又はおそれのある特定第一種指定化学物質の岩手県の総届出排出量・移動量は42.7トンであり、内訳は、総排出量5.4トン、総移動量37.3トンとなっています。

#### 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量

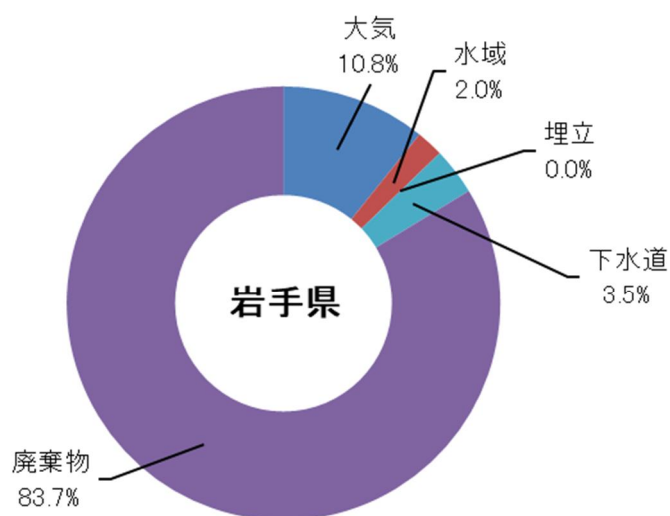
管理番号	対象物質 物質名	届出排出量(kg/年) <sup>※2</sup>					届出移動量(kg/年) <sup>※3</sup>			届出排出・移動量合計
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
12	アセトアルデヒド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	石綿	0	0	0	0	0	0	580	580	580
56	エチレンオキシド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	カドミウム及びその化合物	0	15	0	0	15	0	0	0	15
88	六価クロム化合物	0	119	0	0	119	0	5206	5206	5325
94	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
178	1,2-ジクロロプロパン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
243	ダイオキシン類(※1)	552	22	0	500	1073	0	14539	14539	15612
281	トリクロロエチレン	0	48	0	0	48	0	0	0	48
299	トルイジン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
309	ニッケル化合物	6	476	0	0	482	1498	9784	11282	11764
332	砒素及びその無機化合物	0	68	0	0	68	0	4800	4800	4868
351	1,3-ブタジエン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
385	2-ブロモプロパン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
394	ベリリウム及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
397	ベンジリジン=トリクロリド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	ベンゼン	3635	49	0	0	3684	0	1500	1500	5184
404	ペンタクロロフェノール	0	0	0	0	0	0	0	0	0
406	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	0	2	0	0	2	0	6	6	8
411	ホルムアルデヒド	970	3	0	0	973	0	5209	5209	6182
697	鉛及びその化合物	0	84	0	0	84	0	8686	8686	8770
706	ビス(トリブチルスズ)オキシド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		4611	864	0	0	5475	1498	35771	37269	42744
割合(%)		10.8	2.0	0.0	0.0	12.8	3.5	83.7	87.2	100

※1 単位:mg-TEQ/年

※2 大気:大気への排出、水域:公共用水域への排出、土壌:事業所内の土壌への排出、埋立:事業所内の埋立処分

※3 下水道:下水道への移動、廃棄物:事業所外への廃棄物としての移動

#### 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の構成（岩手県）



### 3 国公表資料及び個別の事業所データの開示について

- 国の公表資料は次のホームページに掲載されています。  
経済産業省 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/)  
環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 個別事業所のP R T Rデータはホームページに掲載しています。P R T Rデータを検索・閲覧できるようにしたP R T Rデータ地図上表示システムで個別事業所を地図から探すことや、個別事業所のデータをグラフや図で見ることができます。  
(<https://www.prtr.env.go.jp/prtrmap/>)  
上記ホームページからデータを入手できない場合等は、化学物質排出把握管理促進法第10条の規定に基づき、国に対して所定の手数料を納付し、開示請求の手続を行うことにより、どなたでもデータを入手することができます。  
詳しくは、上記のホームページを御確認ください。

#### 【開示請求の窓口】

(経済産業省)

○来訪による開示請求

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課内（経済産業省本館8階東6）  
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

窓口受付時間：土日祝日を除く平日10時～17時まで（12:00～13:00を除く）

○郵送による開示請求、その他の問い合わせ

産業保安・安全グループ 化学物質管理課 P R T R 開示窓口あて

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL 03-3501-0080、E-mail [bzl-qqhbbf@meti.go.jp](mailto:bzl-qqhbbf@meti.go.jp)

(環境省)

環境省環境保健部化学物質安全課（中央合同庁舎5号館23階 日比谷公園側）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

窓口受付時間：土日祝日を除く平日9時30分～17時まで（12:00～13:30を除く）

TEL 03-3581-3351（内線6358）、E-mail [ehs@env.go.jp](mailto:ehs@env.go.jp)

### 4 今後の取組

岩手県では、化学物質による環境リスク低減に向けて、地域における環境リスクの把握を行うとともに、県民、事業者及び行政による環境コミュニケーション推進のための取組を進めています。

#### (1) P R T R対象物質の環境リスクの把握

環境に多く排出されているP R T R対象物質について、常時監視を継続し、汚染実態の把握に努めるとともに、化学物質排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減、改善するよう助言・指導を行います。

#### (2) 環境コミュニケーションの推進

県内に立地している工場・事業場を有する事業者に対し、環境コミュニケーションの意義や手法、化学物質管理に関する知識等について専門家によるセミナーを開催するとともに、事業者による取組事例の紹介などを行います。